○財務省令第四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十条の四第二項中「並びに第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七」に改める。

第百九十一条第一項中「二百四十四人」を「二百四十二人」に改める。

第百九十一条の二第一項中「三十一人」を「二十九人」に、「二十四人」を「三十三人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十五人」を「三十六人」に改める。

第百九十六条第二十五号中「第二章の四まで」の下に「及び第二章の六」を加え、同条第二十六号中「並びに第二十七条の三十第一項」を「、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十七第一項」に改め、同条第三十一号中ムをウとし、ヌからラまでをルからムまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。以下同じ。）

第二百十八条第一項第十五号中「第二章の四まで」の下に「及び第二章の六」を加え、同項第十六号中「並びに第二十七条の三十第一項」を「、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十七第一項」に改める。

第二百二十一条第一号中ナをラとし、ルからネまでをヲからナまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル　高速取引行為者

第二百二十七条第一項第二号中「同法第六十六条の二十二」の下に「、第六十六条の六十七」を加える。

第二百二十八条第一項中「四百六十一人」を「四百五十九人」に改める。

第二百三十一条第一項中「七十六人」を「七十五人」に改める。

第二百三十二条第一項中「五百五十二人」を「五百四十五人」に改める。

第二百三十二条の二第二項中「ワからネ」を「カからナ」に改める。

第二百三十四条第一項中「百七十人」を「百七十一人」に、「三百五十五人」を「三百六十六人」に改める。

第二百四十九条第一項中「二十六人」を「二十五人」に改める。

第二百五十条第一項中「二百八十二人」を「二百九十三人」に改める。

第二百五十一条第一項中「百三十七人」を「百四十一人」に改める。

第二百五十二条第一項中「四十三人」を「四十五人」に改める。

第二百五十三条第十六号中ヨを夕とし、チからカまでをリからヨまでとし、トの次に次のように加える。

チ　高速取引行為者

第二百五十八条第一項第一号中ヨを夕とし、チからカまでをリからヨまでとし、トの次に次のように加える。

チ　高速取引行為者

第二百六十一条第四項第十二号中カをヨとし、トからワまでをチからカまでとし、への次に次のように加える。

ト　高速取引行為者

第二百八十条第一項中「九人」を「十一人」に改める。

第二百八十五条第一項中「九十九人」を「九十七人」に改める。

第二百九十八条第一項中「四百十人」を「四百四人」に改める。

第二百九十九条第一項中「五十一人」を「四十一人」に改める。

第三百二十一条第一項中「二百二十九人」を「二百三十人」に改める。

第三百二十二条第一項中「百十五人」を「百十三人」に改める。

第三百三十二条第一項第二号中「差押物件及び領置物件」を「領置物件、差押物件及び記録命令付差押物件」に改める。

第三百三十七条第一項中「三百四十四人」を「三百四十人」に改める。

第三百八十五条第四号中「収税官吏章」を「質問検査章」に改める。

第三百九十三条第七号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

第三百九十四条第二号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第五号中「関する調査」を「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を加える。

第三百九十五条第二号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第五号中「関する調査」の下に「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を加える。

第三百九十六条第二号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第六号中「関する調査」の下に「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を加える。

第三百九十七条第二号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

第四百三条第一号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第二号及び第三号中「国税犯則取締法」を「国税通則法第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第四百四十六条第五号及び第六号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

第四百四十七条第二号及び第三号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第六号中「関する調査」の下に「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を加える。

第四百四十九条第一号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

第四百五十五条第四号中「収税官吏章」を「質問検査章」に改める。

第四百六十九条第二号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第四号中「関する調査」の下に「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を、同条第五号中「定めるもの」の下に「及び報告事項の提供に関するもの」を加える。

第四百七十条第一項第二号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改め、同項第八号中「関する調査」の下に「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を、同項第九号中「定めるもの」の下に「及び報告事項の提供に関するもの」を加える。

第四百七十二条第二号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第六号中「関する調査」の下に「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を加える。

第四百七十三条第一項第三号及び第二項第一号、第四百七十五条第一項第二号及び第二項第一号並びに第四百八十一条第一号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

第四百八十五条第一項中「三千二百九十九人」を「三千三百二十人」に改める。

第四百八十八条第八号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。